

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に当る）きは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目 次

- ◇告示 国際観光統計調査事業所の指定
種畜証明書の交付
土地改良区役員の退任及び就任
保安林指定の解除
- ◇選管告示 選挙権を有する者の総数の五十分の一の
数及び三分の一の数の公表
- ◇公安告示 交通速度の制限
- ◇公告 施 理容師及び美容師実地習練指導者講習の実
高等看護学院の学生募集

告 示

鳥取県告示第十九号

国際観光統計調査規則（昭和二十六年運輸省令第八号）

第三条第一項の規定による事業所を、昭和三十四年一月
一日次のとおり指定した。

昭和三十四年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

事業所	事業主名	所 在 地
幸 楽 園	安田ふさの	米子市皆生温泉二、二二五

鳥取県告示第二十号

次の種畜について、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律
第二百九号）第四条第一項の規定により、種畜証明書を
交付した。

昭和三十四年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種番証明
書番号

名前

生年月日

産地

血

統

級別

飼養者住所氏名

昭三三 鳥地一七	栄亀	三二、一八	東伯郡東伯町	第十二栄光 黒五、一五五	なかもと 本黒九、二三七	二級	鳥取県東伯郡東伯町 亀本 又蔵
"	栄清	七、一	"	栄憲 黒五、三八四	いしかわ 黒二三三、一八五	"	山口 遼清
"	水穂	六、一〇	"	赤碕町 黒四、九〇七	あさひ 黒二〇八、四七三	"	西伯郡中山町 金平 寿明
"	森榮	五、一	倉吉市巖城	山初 黒四、一七三	第一あさひ 黒七三三、八七四	"	東伯郡東伯町 森下 栄
"	入米	四、八	東伯郡三朝町	入吉 黒四、三四七	たなべ 黒一三二、三三七	"	米田千太郎
"	花菊	六、二五	倉吉市小鴨	花秀 黒三、六四五	なかなが 黒二〇八、三七五	"	東郷町 木山 良蔵
"	栄旭	五、二三	"	栄松 黒五、一五四	きただ 黒二〇八、四五三	"	三朝町 川北 庄一
"	第三高橋	五、一	八頭郡八頭村	秀村 黒四、六九一	ふくえい 黒二〇六、〇四九	"	八頭郡若桜町 津村 繁治
"	橋本	四、二〇	"	西秀 黒二、一二八	ゆうひ 黒一三四、二〇〇	"	田村 新造
"	亀梅	四、七	中国農業試験場	亀花二 黒四、〇八八	あおうちめ 黒二五〇、五六〇	"	西川 直行

" " 二七

好倉

" 八、一七

岩美郡若美町

第一吉倉
黒三、七八二

いわみこだに
黒一三四、八五〇

鳥取市向国安
永井 義忠

鳥取県告示第二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十四年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

米川土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 野津 儀市 米子市角盤町四丁目

" 辻野 麻治 " 観音寺

" 大東 利英 " 車尾

" 荒島 茂宣 " 旗ヶ崎

" 戸田 利昭 " 両三柳

" 坂根 嘉重 " "

" 松田 宣之 " 上福原

安田 百隆 " 皆生

井上 光恵 " 東福原

木村 活寿 " 彦名町

田沢 寿 " "

木村 賢 " 大崎

渡辺 勇 " 境港市森岡町

松本 恒夫 " 渡町

浜田義太郎 " 外江町新宅

浜田 政徳 " 外江町

池淵 巖 " 花町

清水 純 " 上道町

竹下 虎義 " 竹ノ内町

佐々木宮松 " 中野町

杵島松太郎 " 米子市大篠津町

末吉 義光 " 和田町

門脇 彰	富益町	戸田 利昭	西三柳
元椿 節	夜見町	坂根 嘉重	上福原
吉井 泰治	大谷町	松田 宣之	皆生
上田 義正	道笑町四丁目	安田 百隆	東福原
岡田 弥一	境港市新屋町	井上 光恵	西福原
宮田 正博	小篠津町	戸田 義人	彦名町
清水 正朝	米子市米原	木村 活寿	彦名町
富谷 栄	境港市竹ノ内町	田沢 寿	彦名町
門脇 亀栄	渡町	木村 賢	大崎
小椋 智一	米子市立町四丁目	渡辺 勇	境港市森岡町
永井 友美	両三柳	松本 恒夫	渡町
就任した役員 の氏名及び住所		浜田 義太郎	外江町新宅
理事 加藤 晴光	米子市道笑町三丁目	浜田 政徳	外江町
野津 儀市	角盤町四丁目	池淵 巖	花町
辻野 麻治	観音寺	清水 純	上道町
大東 利英	車尾	竹下 虎義	竹ノ内町
竹内 一夫	目久美町	佐々木官松	中野町
荒島 茂宣	旗ヶ崎	長山 英一	佐斐神町

岩美 福部	南田 下の奥	二六二	〇四〇〇	〇六〇〇	〇六〇〇	土砂崩壊防備 指定理由の消滅	岩美郡福部村 南田 吉田 君貞
所 在 場 所	全 面 積	解 除 面 積	指 定 の 目 的	解 除 の 理 由	申 請 者 住 所 氏 名		
郡 一 村 一 大 字 一 地 番	台 帳 一 見 込	(見 込)					
鳥取県知事 石 破 二 朗							

鳥取県告示第二十二号
 次の保安林を、解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十四年一月二十三日

松本 武俊	小篠津町	富谷 栄	境港市竹ノ内町
杵島松太郎	米子市大篠津町	門脇 亀栄	渡町
末吉 義光	和田町	小椋 智一	米子市立町四丁目
門脇 彰	富益町	昭和三十三年十二月二十二日臨時総代会において総選挙の結果当選し、昭和三十四年一月二十一日就任、任期二年	
元椿 節	夜見町		
監事 石谷 真晴	彦名町		

鳥取県告示第二十三号

次の保安林を、解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十四年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

所 在 場 所	全 面 積	保安林面積 (実測)	解除面積 (実測)	指定の目的 解除の理由	申請者
市一町一字一地番 鳥取 丸山湯所 旧城山 (国有林)	台帳実測 17,156 町 17,156 町	17,156 町	0.0011 町	土砂流出防備 道路敷地	認 定

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項及びこれを準用する規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりである。

昭和三十四年一月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武 井 正 雄

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 七、二三七人

鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一、二〇、六〇五人
鳥取市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二〇、一一一人

- 米子市 一八、六四五人
- 倉吉市 一〇、三五八人
- 境港市 六、七二二人
- 岩美郡 六、九〇六人
- 八頭郡 一四、四九四人
- 気高郡 五、六七七人
- 東伯郡 一六、五〇〇人
- 西伯郡 一三、〇五二人
- 日野郡 八、一四三人

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二号

道路交通取締法（昭和二十二年法律第三百三十号）第十条の規定により、次のとおり速度を制限する。

昭和三十四年一月二十三日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

制限の場所	県道上斉原用瀬線八頭郡佐治村大字古市一、三五五番の四地地先から同地内二〇一番次一地地先までの間
区間	四八〇メートル
制限速度(毎時)	三十キロメートル

公 告

理容師法施行細則(昭和三十三年鳥取県規則第五十七号)第九條第一項第四号並びに美容師法施行細則(昭和三十三年鳥取県規則第五十八号)第九條第一項第四号の規定に基く昭和三十四年第一回理容師実地習練指導者講習及び美容師実地習練指導者講習を次のとおり実施する。

昭和三十四年一月二十三日
鳥取県知事 石 破 二 朗

一日時、場所
(1) 理容師
日時 昭和三十四年一月二十六日 午前九時
鳥取、浜村、那家保健所轄内

二月二日
倉吉保健所轄内

二月十六日
米子、根雨保健所轄内

場所 鳥取市上町 鳥取県理容美容専門学校
鳥取、浜村、那家保健所轄内
倉吉市河原町 倉吉保健所
倉吉保健所轄内
米子市加茂町 米子商工会議所
米子、根雨保健所轄内

(2) 美容師
日時 昭和三十四年一月二十七日 午前九時
鳥取、浜村、那家保健所轄内

一月二十九日
倉吉保健所轄内

二月三日
米子、根雨保健所轄内

場所 鳥取市上町 鳥取県理容美容専門学校
鳥取、浜村、那家保健所轄内
倉吉市宮川町 宮川町公民館
倉吉保健所轄内
米子市加茂町 米子商工会議所
米子、根雨保健所轄内

二 受講資格

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第二條第一項の規定による理容師の免許を受け、又は美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)第三條第一項の規定による美容師の免許を受けた後五年以上の実務経験を有し、理容師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十一号)第十九條第一項又は美容師法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十三号)第十九條第一

項の科目に精通し、同条第二項の基礎的技術に熟練し、自から指導の任に当ることのできる者。

三 受講手続

希望者は、美容師実地習練指導者講習受講講票(別記様式)に所要事項を記入の上当日受付に提出すること。

四 講習の方法

(1) 課目及び単位(時間)

衛生法規(指導計画書を含む関係分に限る。)
二単位(二時間)
理容理論
一単位(一時間)
実地習練指導要領(実地を含む。)
三単位(三時間)

(2) 県が定めるテキストに基き知事が任命(委嘱)した講師が行う。

(3) 実地は、モデルにより行い講師が説明する。

五 講習に持参するもの

(1) 関係法令集及び参考書、筆記具、実地習練指導計画書(例)、昼食及び上履

(2) その他必要なもの

六 経費の負担
 テキスト、実地（消毒法を含む。）その他必要経費は
 受講者の負担とする。

七 その他

- (1) 講習会に遅刻又は早退した者に対しては、遅刻又は早退した時間を控除した単位を与える。
- (2) 代理人の受講は認めない。
- (3) 講習終了後単位取得票に取得単位を記入し、認印の上交付する。この単位取得票は引続き使用するの
 で大切に保管すること。

美容師実地習練指導者講習受講票

(保健所管内)

本籍地	氏名、生年月日	昭和 年 月 日	実務経 年 月 日
	免許取得年月日及び都道府県名並びに番号	第 号	験年数 年 月
現住所	並びに番号		
最終学歴	学校卒業 (晝夜、通)		
養成施設名及び卒業年月日	有	無	有
実地習練指導を行ったことの有無	有	無	有
一人で省令第十九条の課目及び基礎技術を指導することの可否	(例えば結髪專業でコールドパーマができない。指導用の設備ができない等)		
理容師法又は美容師法の違反を犯して知事から処分を受けたことの有無	違反事項 3 2 1 違反事項 処分の区分及び年月日 3 2 1 違反事項 処分府県名		
備考	本票は受講者自ら記入し当日受付に提出すること。受講資格は、免許取得後五年以上の実務に従事し、省令第十九条第一項の課目に精通し第三項の技術に熟練した者。自から指導の任に当ることのできる者。代理人の受講は認めない。		

受付 時 分。 早退 分。 遅刻 分。

昭和三十四年度鳥取県立高等看護学院の学生募集を次の要領により実施する。

昭和三十四年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 募集人員 十六名
- 二 修学年限 三年
- 三 応募資格
 - 1 高等学校卒業業者又はこれと同等以上の学力を有するもの
 - 2 旧看護婦規則（大正四年内務省令第九号）による都道府県知事の看護婦免許を有するもの
 - 3 身長一・四七メートル以上で心身共に健康で、将来看護婦となるに適するもの
- 四 応募手続
 - 1 戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書（家族全員記載）

したもの）

- 2 写真（六か月以内に撮影の上半身名刺型）
- 3 最終学校長の内申書（最終学校所定のもので、学校長から直接学院に送付されるもの）
- 4 志願者健康診断書及び胸部レントゲン写真
- 5 受験選択科目調査書
- 五 出願期間
 - 昭和三十四年一月五日から昭和三十四年二月十日まで
- 六 試験期日
 - 昭和三十四年二月十九日（木）、二十日（金）
- 七 試験場
 - 本学院
- 八 選考方法
 - 1 身体検査
 - 2 学科試験
 - 数学（数学Ⅰの代数又は幾何のうち、一科目選択）
 - 理科（物理、化学、生物のうち、一科目選択）
 - 国語及び作文

英語

3 人物考査

九 合格発表

昭和三十四年三月三日（学院玄関に掲示するほか、本人に通知する。）

十 学費及び給与

- 1 授業料は、徴収しない。
- 2 学生は、寄宿舎に入舎しなければならないが、食費及び舎費は徴収しない。
- 3 白衣、予防衣、帽子及び教科書等を貸与する。
- 4 学費として月八百円を支給する。
- 十一 試験当日の携帯品

1 受験票

2 筆記具

3 弁当及び上ぞうり

十二 その他

- 1 不明の点は、直接当学院に照会のこと。
- 2 所定の入学願書用紙は、返信用切手封入の上、直

接当学院に請求すること。

- 3 受験のため宿舍を希望する者は、あらかじめ連絡のこと。